

「MITI 9-1692 石油留分又は残油の水素化精製又は分解により得られる潤滑油基油」の製造数量等の届出について（お知らせ）

平成27年3月31日

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第8条に基づく製造数量等の届出について、お知らせいたします。

1. 「MITI 9-1692 石油留分又は残油の水素化精製又は分解により得られる潤滑油基油」の製造数量等の届出での物質名称の記載

「石油留分又は残油の水素化精製又は分解により得られる潤滑油基油」（官報整理番号：9-1692）については、一般化学物質の製造・輸入数量等の届出を行う際、スクリーニング評価の適切な実施のため、下記のとおり、平成27年度の届出より、届出を行う物質のIP346法（IP＝英国石油協会規格）に基づくDMSO（ジメチルスルホキシド）抽出物量によって分類を行い、該当するDMSO抽出物量の物質名称を「一般化学物質製造数量等届出書」に記載いただけますようお願いいたします。

（これまで）

官報整理番号	その他の番号	「一般化学物質製造数量等届出書」に記載した物質名称
9-1692	該当するCAS番号の記入	石油留分又は残油の水素化精製又は分解により得られる潤滑油基油

（これから（平成27年度届出（平成26年度実績）から））

官報整理番号	その他の番号	「一般化学物質製造数量等届出書」に記載いただきたい物質名称 (該当する下記の名称を物質名称として記載し届出をお願いいたします)
9-1692	該当するCAS番号の記入をお願いします	([1] IP346法に基づくDMSO抽出物量が3質量%未満) 石油留分又は残油の水素化精製又は分解により得られる潤滑油基油
		([2] IP346法に基づくDMSO抽出物量が3質量%以上) 石油留分又は残油の水素化精製又は分解により得られる潤滑油基油
		([3] IP346法に基づくDMSO抽出物量が不明) 石油留分又は残油の水素化精製又は分解により得られる潤滑油基油

2. 記載方法

○届出書作成支援ソフトを使用して届出書を作成する場合

「届出書作成支援ソフト」の辞書に上記1. の『「一般化学物質製造数量等届出書」に記載いただきたい物質名称』が登録されていますので、該当する物質名称を選択いただけますようお願いいたします。

○届出書作成支援ソフトを使用せず届出書を作成する場合

別添の記載例を参照の上、「物質名称」の欄に上記1. の該当する『「一般化学物質製造数量等届出書」に記載いただきたい物質名称』を記入いただけますようお願いいたします。

(参考) 一般化学物質の製造数量等の届出方法について

一般化学物質の届出方法については「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」（平成27年3月）（経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室）を御参照ください。

※「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」（平成27年3月）
（経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual-H27.pdf

記載例：様式第 11

様式第 11（第 9 条の 2 第 2 項関係）

[書類名] 一般化学物質製造数量等届出書

[提出日] 平成 27 年 6 月 1 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

----- 経済産業株式会社 -----

----- 代表取締役 経済 太郎 -----

[届出者の住所] ----- 東京都千代田区霞が関 1-3-1 -----

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

1	2	3
---	---	---

上記 1. の該当する『「一般化学物質製造数量等届出書」に記載いただきたい物質名称』を、物質名称の欄にそのまま記入いただけますようお願いいたします。

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

(1) 化学物質の名称等

([1] I P 3 4 6 法に基づく DMSO 抽出物量が 3 質量%未満)
石油留分又は残油の水素化精製又は分解により得られる潤滑油基油

[物質名称] -----

[官報整理番号]

9	—	1	6	9	2
---	---	---	---	---	---

「9-1692」の
記入をお願いいたします。

[その他の番号]

						1	2	3	—	6	3	—	7
--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

[高分子化合物の該当の有無（該当する場合は○印を記入）]

届出を行う物質の
CAS 番号の記入を
お願いいたします。

備

考 1.

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2. 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則によりあらかじめ付与したコードである。

3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。5. 出荷数量には、同一企業内の自家消費数量を含めないものとする。

6. 記入単位は t として、有効数字を 1 桁として記入すること。なお、四捨五入前の数量が 1.0t 以上の場合は届出の対象

7. 届出者等整理コード、官報整理番号等、その他の番号、高分子化合物の該当の有無及び用途番号は、記入要領を参考とすること。

8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98（その他）」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。

9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。